

ＩＴコーディネータ資格
認定・更新条件に関する運用ガイドライン

2020 年度版

2020 年 3 月 25 日

特定非営利活動法人 ＩＴコーディネータ協会

目 次

1. I Tコーディネータ資格認定制度の基本的な考え方	2
1.1. I T C資格認定の条件	2
1.2. 継続学習と実務経験の義務化による品質の維持・向上	2
1.3. 実績やユーザ評価のオープン化により高い社会的信頼を得る	2
1.4. 多様な手段で資格の維持が可能な資格認定制度	2
2. 資格更新制度の目的と考え方	3
2.1. 資格更新制度の目的	3
2.2. 実践力ポイント制度	3
2.3. 資格更新制度の考え方	3
2.4. フォローアップ研修	4
3. 資格更新制度の運用の仕組み	5
3.1. 資格更新条件の構成	5
3.2. 資格の更新時期	5
3.3. 資格の有効期間	5
3.4. 資格認定時のポイント付与	5
3.5. 資格の失効	5
3.6. 資格復帰条件と申請手続き	6
3.7. 資格の一時休止	7
4. 実践力ポイント概要	9
4.1. キャリア区分のポイント	12
4.2. スキル区分のポイント	15
5. 実務活動報告	20
6. 資格の更新手続き	20

参考1：I T C資格更新条件に関する運用ガイドラインの主な改定内容（2020年度版）	21
参考2：過去のポイントについてのガイドラインの適用	22
参考3：FAQ	22
参考4：2019年度の実践力ポイント一覧表	24

1. ITコーディネータ資格認定制度の基本的な考え方

ITコーディネータ（以下ITCと記す）資格認定制度は、経営者の立場に立って経営とITの橋渡しを行い、企業の競争力を高めるIT経営の実現を推進・支援するプロフェッショナルを育成・認定する制度です。

IT経営を推進・支援するためには、経営及びITに関して幅広い知識を持ち、それらの知識に実務経験を通して得たノウハウを加味して各企業の経営環境に合わせて使い分ける能力が必要です。

また、激しく変貌するIT、経済・経営環境変化のもとで、常に一定水準以上のサービスを提供するためには、継続的に経営とITの最新知識を修得していくことが求められます。

これらを実現するためにITコーディネータ協会（以下ITC協会と記す）では、ITC資格認定制度に、次のことを取り入れています。

1.1. ITC資格認定の条件

知識と実務能力を両輪とするITC資格認定の具体的条件は、知識試験への合格と、ITC実務の疑似体験としてのケース研修修了、の2つの条件で成り立っています。

資格認定は「ケース研修の受講修了と試験合格」が条件となりますが、いずれか先に受けたものを基準年度とし、4年度以内が登録の期限となります。

例えば、ケース研修を2017年度に受講し、試験を2018年度に合格された場合は、2017年度が基準年度となり、認定登録は2020年度末（2021年3月）までとなります。この期限までに認定登録を完了する必要があります。

1.2. 継続学習と実務経験の義務化による品質の維持・向上

継続的な学習を義務づけることにより、資格保持者が最新の経営とITに関する知識を維持することを求めています。また、一定期間内での最低実務時間を義務づけることで、資格保有者の実践能力の維持を要求しています。

これらの義務化により、ITCの品質を高く維持します。

1.3. 実績やユーザ評価のオープン化により高い社会的信頼を得る

毎年、ITCにユーザ支援等の活動実績の報告を求め、その活動概要を公表します。公表することで、ITCの活動の透明性を高め、社会的信頼を高めていきます。また、公表することで個々のITC自身の実務能力をPRでき、ビジネスチャンスも広がります。

1.4. 多様な手段で資格の維持が可能な資格更新制度

実務の多忙なITC、自己の得意とする専門分野の知識を更に向上させたいITC等、個々のITCのおかれている環境に合わせて資格維持が可能な資格更新制度を取り入れています。

ITC資格認定制度は、プロフェッショナルとして継続学習と実務経験で常にスキルアップすることを義務付け、活動実績を公表することで透明性の高い社会に信頼される制度を目指しています。

2. 資格更新制度の目的と考え方

2.1. 資格更新制度の目的

資格更新制度の目的は、

- 最新の経営とITの知識を日々学習し、学習で得た知識を、実務を通して磨き経営とITを橋渡しして最適なIT経営をコーディネートするプロフェッショナルとしての実務能力を維持・向上する仕組みを提供すること
- ITCが行う様々な形態の学習を一定の尺度で評価できる仕組みを提供すること
- ITCとしての実務能力をクライアントとなり得る人が知ることができる仕組みを提供すること

を狙いとしています。

2.2. 実践力ポイント制度

資格更新制度を支える仕組みとして、ITCの活動実績をポイントで表し、その成果の可視化をはかっています。ポイント制度名称は「実践力ポイント」と呼び、その取得によってプロフェッショナルとしての実務能力をITC自身が維持・向上させることを目的としています。実践力ポイントは、キャリア（経験・成果）とスキル（知識・実践知）の2つの区分からなり、両方の区分のポイントをバランスよく取得することを奨励しています。

2.3. 資格更新制度の考え方

資格更新制度は、次の考え方に基づいています。

- 資格の有効期間は1年度間で、毎年度の資格更新が必要となります。
但し、資格認定年度の翌年度に限り、実務活動報告書の登録と資格更新の申請のみとし、更新手数料の払い込みは必要ありません。
- 資格更新条件は実践力ポイントと実務活動報告で構成されます。
- 実務を行いつつ、自己能力の維持・向上のために継続して学習する資格認定者がその個人の状況に合わせて資格維持が行えるようにするため、資格更新は前年度の実践力強化活動をポイント化し、その値で判定します。
- 資格認定年度に実践力ポイントを10ポイント付与します。
- 実務活動については、活動の全体観を実務活動報告として毎年把握します。
- 必要に応じて、申請された実践力ポイント実績と実務活動報告について監査を実施します。対象者はITC協会の求めがあった場合、証明のための資料の提出をお願いいたします。

2.4. フォローアップ研修

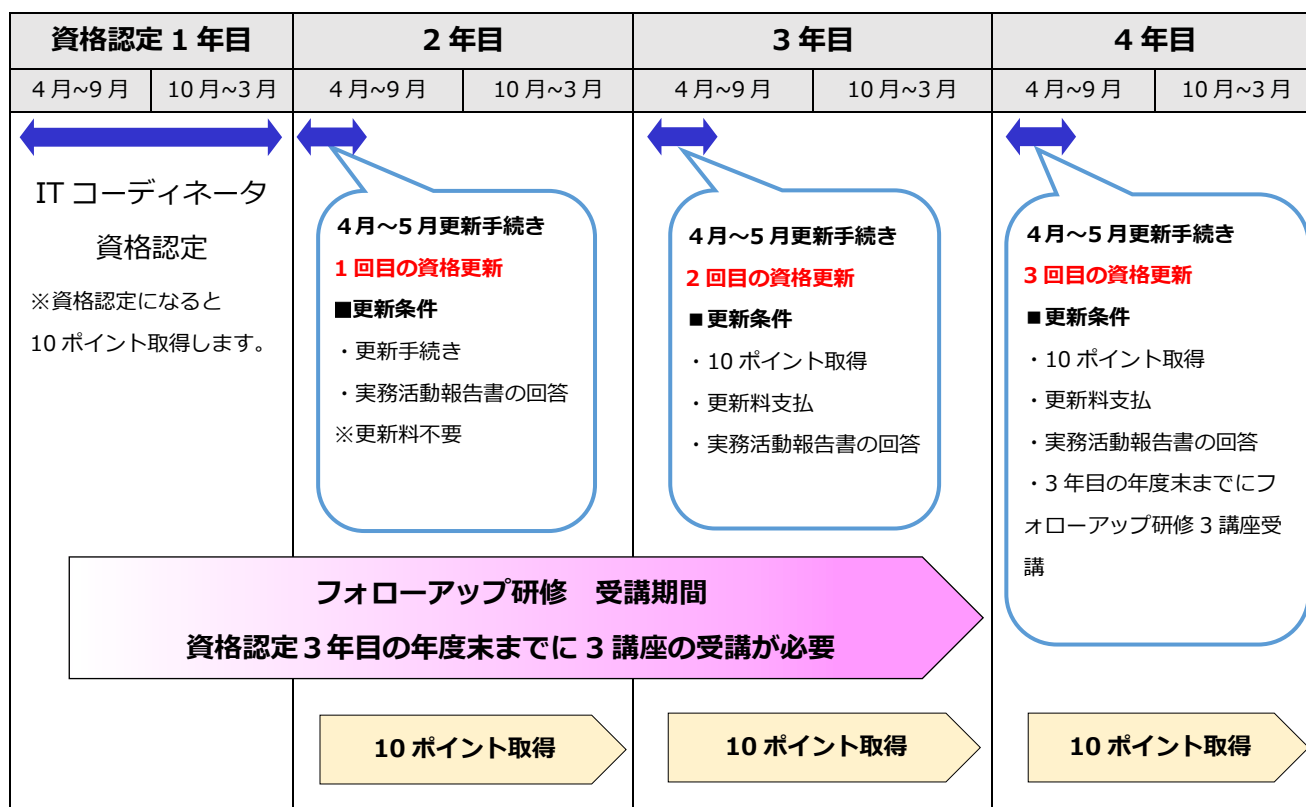
ITC協会は、資格を取得して3年度未満の資格認定者を対象として、ケース研修で学べなかった知識や体験の場の補足を目的とした「フォローアップ研修」を用意しています。2012年度から改訂した「新ケース研修」を受講修了した資格認定者は、資格認定年度を含む3年度間に合計3講座の受講を行うことが必要です。

＜フォローアップ研修受講の注意事項＞

2018年度からフォローアップ研修の受講修了条件を以下の通り変更しました。

※2017年度までの資格認定者は、フォローアップ研修3講座のうち集合型研修1講座以上の受講修了を必須としていましたが、2018年度以降の資格認定者は、フォローアップ研修3講座のうち集合型研修(双方向型Webライブ研修を含む)2講座以上の受講修了が必須となりますのでご注意ください。

＜資格更新制度の概要＞



・IT コーディネータ資格は4月～翌年3月の年度管理です。3月に資格認定を受けた場合、翌月から新年度となり更新手続きが必要です。

・資格更新後は取得ポイントがリセットされますので、更新後よりポイント取得が必要です。

・受講期限までにフォローアップ研修の受講条件を満たさなかった場合は、ポイント条件を満たしていた場合でも資格失効となります。

・5年目以降の更新条件は、「10ポイント取得」、「更新料の支払」、「実務活動報告書の回答」のみとなります。

※フォローアップ研修受講条件は新ケース研修受講者に限ります。

3. 資格更新制度の運用の仕組み

3.1. 資格更新条件の構成

資格更新条件は、以下の4項目で構成されます。

- ① 資格更新年度の前年度（4月1日～翌年3月31日）の実践力ポイント合計が10ポイント以上
- ② 実務活動報告（アンケート形式）の提出
- ③ 更新手続き料の払い込み（20,000円（税別））
- ④ 認定年度を含む3年度間に、合計3回のフォローアップ研修の受講
（認定年度3年度間に資格の休止をした場合、受講期限は延長されます。詳細はP,8）

3.2. 資格の更新期間

資格の更新は毎年4月～5月の2か月間が手続き期間となります。

3.3. 資格の有効期間

資格有効期間は、認定日（または更新日）から、翌年度の5月31日までです。

これは、資格更新期間を毎年4月1日から5月31日までの2か月間としているためです。

3.4. 資格認定時のポイント付与

ITC試験の合格、及びケース研修の受講修了にもとづき、ITC資格に認定された場合、資格認定年度に対して、実践力ポイント10ポイントを付与します。

一般ルートで資格を取得する場合も、専門スキル特別認定ルートで資格を取得する場合も初期ポイントは同じです。

3.5. 資格の失効

次のような場合は資格の失効となります。

- ①更新期間中に資格更新申請をしなかった場合
実践力ポイント以外に実務活動報告の未提出、資格更新手続き料未納の場合も同じ扱いになります。
- ②資格更新時に実践力ポイントの更新条件を満たせない場合
- ③2012年度より改訂した「新ケース研修」を修了した資格認定者が、認定年度を含む3年度間に、合計3回のフォローアップ研修を受講修了しない場合

資格失効すると、ITCの名称を使用して活動することはできません。

また協会ホームページからのプロフィールの削除等の措置をいたします。

しかし、資格失効年度を含む4年度間は資格認定条件の一つである「ケース研修修了」条件（権利）は留保されます。

3.6. 資格復帰条件と申請手続き

資格失効年度を含む 4 年度以内であれば、復帰条件を満たすことで資格復帰が可能です。

(1)対象者

2017 年度～2020 年度に資格を失効された方

※2016 年以前の失効者は、新規に資格取得を目指す人と同じ条件になります

(2)復帰条件

- ① I T C 試験（専門スキル特別認定試験を含む）の合格
- ②資格復帰研修の受講

(3)申請手続き

① I T C 試験合格での復帰の場合

試験合格後、ITC+メンバーページから復帰申請手続きが可能になります。

復帰認定にあたっては、ITC 認定登録料の支払いが必要です。

費用は試験の受験代（9,000 円または 18,000 円）と ITC 認定登録料（20,000 円）です。（税別）

②資格復帰研修の受講の場合

復帰希望者を対象に、資格復帰特別研修（2 日間）を開催しています。

「研修の申し込み」が申請扱いとるため、別途、ITC+メンバーページから復帰申請手続きは不要です。

費用は、80,000 円（セミナー受講料（60,000 円）ITC 認定登録料（20,000 円））です（税別）。

セミナーは年に 4 回程度開催しております。

(4)復帰認定時の扱い

復帰認定になった場合、復帰認定年度に対し実践力ポイント 10 ポイントを付与します。

(5)フォローアップ研修の受講の扱い

資格を失効された場合でも、失効前のフォローアップ研修の受講実績は継続されます。すなわち復帰申請されて資格認定後、復帰認定年度を含む 3 年度間に合計 3 回に満たない分のフォローアップ研修の受講が必要です。フォローアップ研修の受講条件は、復帰認定年度を基準とします。

ただし、失効前にフォローアップ研修の受講条件を満たしている場合は、復帰後に改めてフォローアップ研修を受講いただく必要はありません。

I T C 資格復帰申請：<https://www.itc.or.jp/foritc/fukki.html>

3.7. 資格の一時休止

ＩＴＣ資格の維持が困難な下記の事態が発生した場合、資格を一定期間休止し更新審査を免除する特別処置を講ずることができます。

(1) 資格休止申請の対象

- ①長期病気・療養（リハビリを含む）
- ②産休・育児休暇・介護休暇など（社会的に法制度の適用が一般化されているもの）
- ③海外勤務で海外におけるＩＴＣ活動の継続維持が困難な場合
- ④天災・人災・その他やむを得ない状況により資格の維持継続が困難な事態が発生した場合

(2) 適用期間（資格維持審査免除期間）

一度の申請で認められる休止の適用期間は、原則として３年以内とします。適用期間終了後も休止申請の事由が継続している場合は、１年毎の再審査を経て適用期間を延長することができます。休止を延長する場合には、１年単位でＩＴコーディネータ資格「休止期間延長」申請を期間延長の１ヶ月前までに提出してください。申請が受理された後、休止を延長します。但し、連続する休止適用期間は最大５年間とします。休止期間が５年間に達し尚復帰されない場合は資格の失効となります。

(3) 主な証明書

※証明書は３カ月以内のものをご提出ください

対象とする主な理由	提出必要な証明書等	適用期間
長期入院・療養（リハビリを含む）	医師の証明、又は準ずる証明	原則、最長３年以内
産休・育児休暇・介護休暇	医師の証明、又は準ずる証明	同 上
海外勤務（遂行困難）	団体上長の証明、又は準ずる証明	同 上
その他やむを得ない事情	団体上長の証明、又は準ずる証明	同 上

(4) 休止期間の期限切れの扱いについて

休止期間明けの復帰申請または休止延長申請は、休止期間終了日より３カ月以内をお願いします。期限内にご連絡がない場合は資格の失効となります。

(5) 休止前のフォローアップ研修受講履歴の扱い

休止前に受講したフォローアップ研修の受講履歴は休止復帰後にそのまま継続します。すなわち休止期間を除き認定年度を含む3年度以内に合計3回のフォローアップ研修の受講が必要です。

たとえば2016年度に認定された方が2017年度資格更新後に2018年度、2019年度に休止し2020年度に復帰した場合、2021年度末までに合計3回のフォローアップ研修の受講が必要になります。フォローアップ研修の受講条件は認定された年度を基準とします。

(6) 休止期間終了後の取り扱い

休止期間が終了し復帰した場合、復帰した年度より正規の更新制度が適用されます。復帰した年度よりポイント取得が必要となり、翌年度の4月～5月に資格更新手続きが必要ですのでご注意ください。

I T C資格休止制度： <https://www.itc.or.jp/foritc/kyushi.html>

4. 実践力ポイント概要

ＩＴＣの継続学習を裏付けるものとして設けられた実践力ポイントは、年度を単位として運用しており、ＩＴＣ協会が付与すると定めるもの以外は、ＩＴＣ本人のポイント登録によって取得が必要です。なお、ポイント項目には、それぞれ取得した事実を表す書類等を必要とします。

実践力ポイントは、キャリア（経験・成果）とスキル（知識・実践知）の二つの区分からなり、ＩＴＣの実務・実践活動を表すキャリア区分として、ＩＴＣのスキル・知識を活用したビジネス実践活動、知見・ノウハウの共有を促進する情報提供、協会活動への参画を対象としています。

また、ＩＴＣのスキル学習を表すスキル区分として、ＩＴＣ協会・届出組織・各種機関が開催する研修の受講、ＩＴＣ個人の学習、ＩＴＣ協会が発行・認定する刊行物の購読、関連他資格の取得や資格維持、を対象としています。

実践力ポイントの活動項目と年間上限値、ポイント換算値、概要は、次の通りです。

実践力ポイントは、ＩＴＣ資格の価値を継続するためのキャリアとスキルの維持向上の活動に対して付与するものです。したがって、ＩＴＣ資格認定後の活動が付与対象となります。

■2020 年度実践力ポイント一覧表

以下に記載したものは 2020 年 4 月 1 日以降の取得対象となります。

大区分	分類	取得項目	主な証明書等	
	新規認定	認定付与ポイント	(協会が付与)	(1)
1. キャリア（経験、成果） I T C の実務・実践活動	1. I T C のスキル・知識を活用したビジネス実践活動	I T 経営に関する実践活動（プロマネ、マーケティング、セールス等の活動、中小企業IT経営推進支援の活動、公的支援機関等が行う専門家派遣事業の活動等）	活動を示す書類、公的機関の活動を示す書類等	(2)
	2. I T C 実務・実践活動の知見・ノウハウの共有を促進する情報提供	中小企業支援事例の発表	主催者のプログラム等	(3)
		公開された著作物・論文・寄稿・書評等の執筆	掲載紹介文等	(4)
		他団体での表彰、公開されたイベントでの発表	主催者からの通知書等	(5)
		テーマ研究・調査活動	審査合格書	(6)
		研修・セミナーの講師	講師依頼書 主催者のプログラム等	(7)
		「I T を経営の力とする経営者向け講座」（講師育成研修含む）講師・T A	講師依頼書 主催者のプログラム等	(8)
		I T C の育成活動	I T C の育成活動報告書 (支援先顧客のサイン)	(9)
	3. 協会活動への参画	協会の委員会、WG 活動等で実践力ポイントにあたりと規定された活動	(協会が付与)	(10)
		経済産業省主催の中小企業IT経営顕彰事業及び地方自治体等での顕彰実績	(協会が付与)	(11)
		機関誌への執筆協力、協会からの取材対応、協会メルマガ、協会Webサイトへの寄稿など	(協会が付与)	(12)
2. スキル（知識・実践知） I T C のスキル学習活動	1. I T C 協会の主催研修	I T C 協会が主催する研修の受講 ITCA研修、フォローアップ研修はこのカテゴリに該当。ケース研修実施機関が開催するフォローアップ研修もこれに準じる。	(協会が付与)	(13)
		2019年度から開始した、全4講座からなる「ITを経営の力とする経営者向け講座」の講師育成研修の受講	(協会が付与)	(14)
	2. 協会の認定研修	I T C 協会が認定する研修の受講	受講修了書	(15)
	3. ITC 届出組織主催の研修・セミナー	I T C 届出組織が主催し組織長が内容を承認した研修・セミナーの受講	受講修了書	(16)
	4. 協会が後援する研修・セミナー	協会が後援する研修・セミナーの受講	受講修了書	(17)
	5. その他の研修・セミナー、グループ学習等	協会以外の外部機関や、企業内で開催する研修・セミナー	受講修了書	(18)
		I T C が加わるグループ学習、海外個人学習	研修日時、出席を示す書類	(19)
	6. 協会機関誌購読	協会が発行する機関誌の購読	(協会が付与)	(20)
	7. 協会認定する定期刊行物	協会が認定する定期刊行物の購読	領収書等 定期購読申込書等	(21)
	8. I T コーディネータ試験または、専門スキル特別認定試験	I T コーディネータ試験の合格	(協会が付与)	(22)
		I T C 専門スキル特別認定試験の合格	(協会が付与)	(23)
	9. 関連他資格取得	関連他資格の取得	資格証	(24)
	10. 関連他資格の継続学習等による資格維持	関連他資格の継続学習等による資格維持	継続学習を示す書類	(25)

2019 年度のポイント取得対象は参考 4（P, 24～25）をご覧ください。

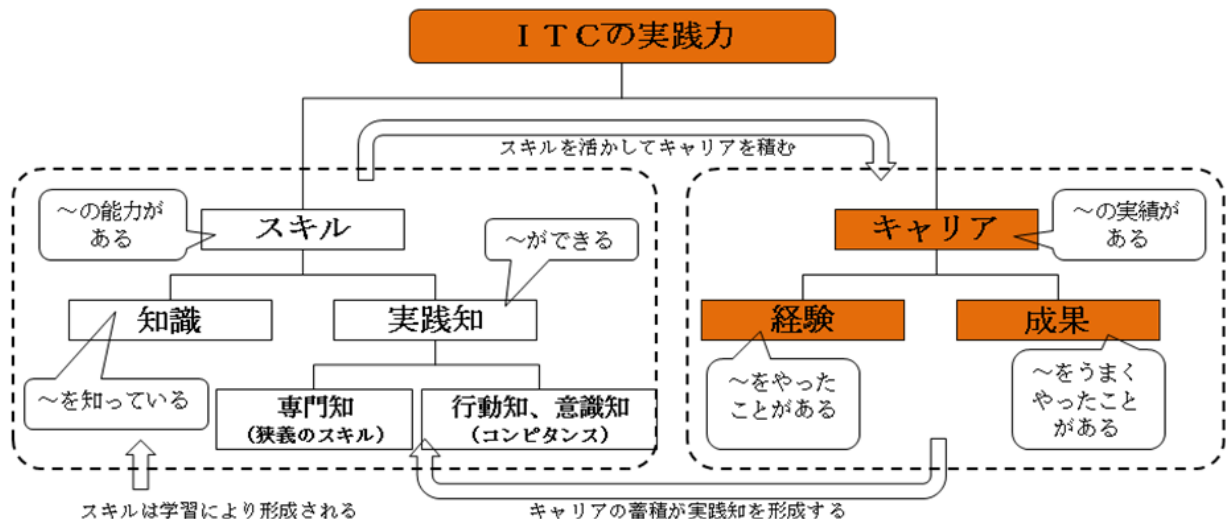
※ITC 協会の主催研修のうち、フォローアップ研修は、2012 年度より改訂した「新ケース研修」を受講修了した新規認定者の受講が義務づけられています。

	補足説明	1年度間の 上限	ポイント換算	備考
(1)	認定された際に協会より付与されます	10P	10P	
(2)	プロマネ、マーケティング、セールス等の活動、中小企業IT経営 推進支援の活動、公的支援機関等が行う専門家派遣事業の活動 等、ITCの日常業務のかなりの部分	6P	16時間で1P	
(3)	ITC協会主催での事例発表	上限なし	1件2P	
(4)	有用であれば成功ではない事例も対象		1件2P	
(5)	表彰、イベントについての条件無し		1件2P	
(6)	ITC届出組織からの申請で内容公表		1件2P	
(7)	「ITを経営の力とする経営者向け講座」（講師育成研修含む）は 除く		1件2P	「ケース研修は除く」を削除
(8)	2019年度から開始した、全4講座から成る「ITを経営の力とする 経営者向け講座」（講師育成研修含む）の講師・TA		1講座3P	協会活動カテゴリから移動
(9)	具体的な実践の場での活動。		1件2P	
(10)	協会活動内容とポイントは個別に定めます。	上限なし	各委員会活動規約等	
(11)	ポイントは別途、協会で規定		個別に設定	
(12)	機関誌への執筆協力、協会からの取材対応、メルマガ「創新」、 協会Webサイトへの寄稿やその他事例提供		1件2P	
(13)	ITCの実践活動に有用な研修をITC協会が提供 教材毎にポイントを認定	上限なし	2時間で1P (教材毎にポイントを認定)	
(14)	研修時間は次のとおり 基本講座：7時間、選択講座1：2時間、 選択講座2：2時間、選択講座3：2時間		基本講座：5P、選択講座1：2P 選択講座2：2P、選択講座3：2P	講座表記の記載、時間、ポイント数を修正
(15)	ITC協会のホームページに告知 教材毎にポイントを認定		2時間で1P (教材毎にポイントを認定)	
(16)	対象となる研修・セミナーは公開を前提とします。		2時間で1P	
(17)	広くITCの実践力向上に役立つテーマが対象		4時間で1P	
(18)	広くITCの実践力向上に役立つテーマが対象	6P	4時間で1P	
(19)	継続的・定期的な活動が対象			
(20)	機関誌「架け橋」	2P	1号1P	
(21)	個人が1年間購読することが前提	上限なし	1誌1P	
(22)	ITコーディネータ試験の合格	10P	合格年度に10Pを付与	
(23)	ITC専門スキル特別認定試験の合格			
(24)	関連他資格の取得	上限なし	1資格で10P	
(25)	継続学習を義務付けあるいは奨励している資格の維持	6P	資格維持で6P	

4.1. キャリア区分のポイント

下図の実践カスキル・キャリアフレームワークの記載の通り、キャリアを対象とする実践力ポイントです。I T Cの経験・成果からなるI T Cの実務・実践活動を対象とします。

－ 実践カスキル・キャリアフレームワーク



出典：I Tコーディネータ実践力ガイドライン（Ver 2. 1）

4.1.1. I T Cのスキル・知識を活用したビジネス実践活動

I T経営に関する実践活動を対象とします。プロジェクトマネジメント、マーケティング、セールス等の活動、中小企業I T経営推進支援の活動、公的支援機関等が行う専門家派遣事業等の活動等、I T Cが日常の業務でI T Cスキルを活用してI T経営推進の実践した活動です。

ポイント換算は16時間で1ポイント、年度の上限は6ポイントです。

「I T C実践活動」： https://www.itc.or.jp/foritc/update/itc_jisenkatsudo.html

4.1.2 I T C実務・実践活動の知見・ノウハウの共有を促進する情報提供

I T Cが実務・実践活動を通じて得た知見・ノウハウの成果を公開し、広く共有をはかることで、I T Cの実践活動を促進する活動です。

以下の（6）のみ1講座3ポイント。以外は1件あたり2ポイント取得できます。年度の上限はありません。

（1）中小企業支援事例の発表

I T C協会主催研修・セミナー、その他交流会等で中小企業の支援事例の発表を行った場合に登録してください。

I T C活動事例の発表： <https://www.itc.or.jp/foritc/update/katsudojirei.html>

(2) 公開された著作物・論文・寄稿・書評等の執筆

ＩＴＣの実践活動に有用であれば成功ではない事例も含まれます。海外滞在者の海外活動等の発表も該当します。なお、個人発信のブログ、ツイッター、メルマガ等の電子媒体上の発信は対象としません。

詳細はこちら：https://www.itc.or.jp/dlfile/ITC_writing_point.pdf

(3) 他団体での表彰、公開されたイベントでの発表

表彰、イベントについての条件は設けません。

(4) テーマ研究・調査活動の成果発表

届出組織においてテーマ研究・調査活動を行った場合に登録してください。テーマについて事前に申請を行い、結果の報告、審査により採否を判断します。

テーマ研究・調査活動：<https://www.itc.or.jp/foritc/itccommunity/search/>

(5) 研修・セミナーの講師

ＩＴＣ協会主催研修、認定研修、後援研修（協賛、共催等を含む）、個人学習（大学講師・公的機関の講師・社内研修の講師を含む）などの講師の場合に登録してください。複数の日程で講義・講演を行う場合は、１テーマにつき１件として登録してください。

(6) 「ＩＴを経営の力とする経営者向け講座」（講師育成研修含む）講師・ＴＡ

2019年度から開始した、全４講座から成る「ＩＴを経営の力とする経営者向け講座」の講師・ＴＡを行った場合、１講座あたり３ポイント申請できます。

(7) ＩＴＣの育成活動

実践の場において、ＩＴＣ活動の経験の浅いＩＴＣを対象育成した場合に登録してください。指導者と育成対象者の両者がポイント申請できます。

4.1.3 協会活動への参画

ＩＴＣ協会が行う活動に参画した場合。

ポイント換算は、対象となる活動ごとに定めますが、年度の上限はありません。協会から付与するポイントとなります。

(1) ＩＴＣ協会の委員会、WG 活動等で実践力ポイントにあたりと規定された活動

付与される実践力ポイントの詳細は、委員会及びその傘下のグループの規程に従います。

(2) 経済産業省主催の中小企業 IT 経営顕彰事業及び地方自治体等での顕彰実績

ポイント換算は、個別に設定いたします。

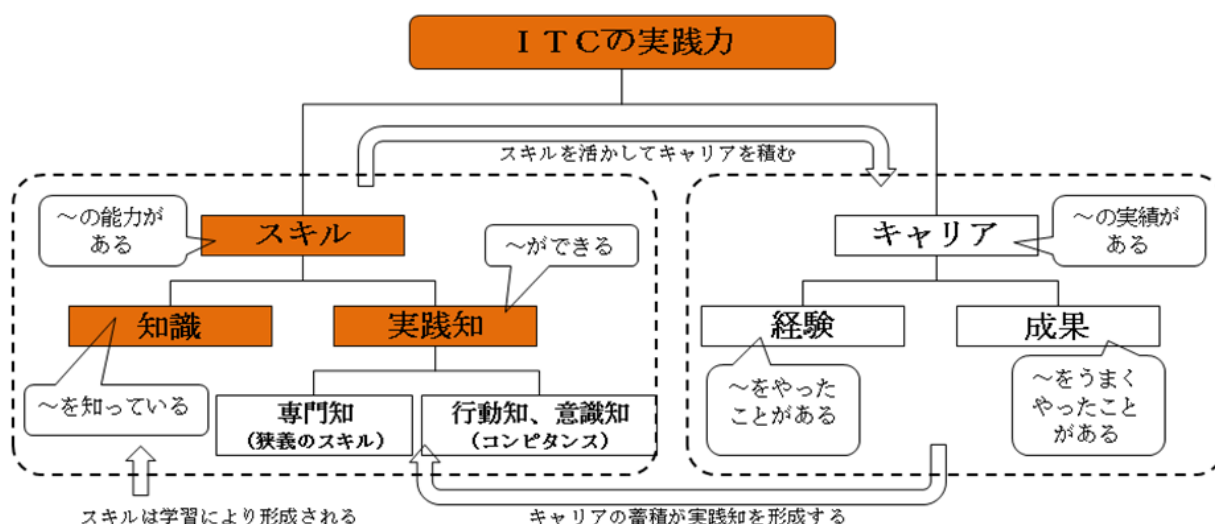
(3) ITC協会機関誌への執筆や取材対応、協会メルマガ、協会 Web サイトへの寄稿

ITC 協会から依頼を受け、機関誌の執筆・取材、メルマガ、協会 Web サイトの寄稿のご協力を頂いた場合 1 件あたり 2 ポイント付与します。

4.2. スキル区分のポイント

下図の実践力スキル・キャリアフレームワークの記載の通り、スキルを対象とする実践力ポイントです。ITCの知識・実践知からなりITCのスキル学習活動が対象となります。

－ 実践力スキル・キャリアフレームワーク



出典：ITコーディネータ実践力ガイドライン（Ver2.1）

4.2.1 協会の主催研修

（１）ITC協会が主催する研修の受講を対象とします。研修は、開催が確定した段階で協会のホームページに告知します。

ポイント換算は、2時間で1ポイント相当で教材毎にポイントを認定し、年度の上限はありません。協会から付与するポイントとなります。

種 類	開催頻度・場所	内 容
ITCカンファレンス（全国大会）	主として首都圏で年1回	講演、ワークショップ、シンポジウム、パネルディスカッション等
ITCA研修	東京、大阪を始め全国の主な都市で年間数十回	講義、演習、ワークショップ、現場実習等
フォローアップ研修（※）	各年度で設定	中小企業ビジネス支援研修コース IT経営プロセス実務研修コース 共通研修コース
e-Learning研修等	必要に応じて	e-Learningによるセミナー等で、教材毎にポイントを認定

※フォローアップ研修は、2012年度より改訂した「新ケース研修」を受講した資格認定者に受講が義務づけられています。実施機関が開催するフォローアップ研修も協会主催に準じ、実践力ポイントも「協会の主催研修」として協会に付与します。

（２）2019年度から開始した、全4講座からなる「ITを経営の力とする経営者向け講座」の講師育成研修を受講した場合は以下のポイントを付与します。

基本講座：5ポイント、選択講座1：2ポイント、選択講座2：2ポイント、選択講座3：2ポイント

4.2.2 外部機関が実施する ITC 協会が認定した研修の受講

ITC 協会以外の企業・団体が実施する、ITC 協会が「ITC 実践力教材・研修コース認定ガイドライン」にもとづき認定した研修の受講を対象とします。ポイント換算は2時間で1ポイント相当で教材毎にポイントを認定し、年度の上限はありません。

4.2.3 ITC 届出組織が主催の研修・セミナーの受講

ITC 届出組織が主催する研修・セミナーで、組織の長が承認し、公開を前提とする研修・セミナーの受講を対象とします。

ポイント換算は2時間で1ポイント、年度の上限はありません。1組織あたりのポイント適用制限はありません。ITC 協会の後援を得た場合でも、ポイントの扱いは本項を適用します。

4.2.4 ITC 協会が後援、協賛、共催する研修・セミナーの受講

ITC 協会の後援を得た研修・セミナーの受講を対象とします。実践力ポイントの対象になる研修・セミナーは、ITC 協会のホームページで告知します。

ポイント換算は4時間で1ポイント、年度の上限はありません。

4.2.5 その他の研修・セミナー、グループ学習等

(1) ITC 協会以外の外部機関や企業内で開催する研修・セミナーの受講

広く ITC の実践力向上に役立つテーマを対象とします。各種公的団体等で規定された内部勉強会や、所属する企業・団体の内部研修を含みます。

ポイント換算は4時間で1ポイント、年度の上限は6ポイントです。

(2) ITC が加わるグループでの学習

任意の団体及びグループの定期的な勉強会における、広く ITC の実践力向上に役立つテーマ学習を対象とします。このカテゴリでポイント取得する場合は、事前に計画書を作成しメンバーに配布が必要です。ITC が任意のグループを設立し、勉強会等を行った場合も当ケースに含まれます。海外勤務者が現地で資格維持する場合、個人勉強（単独）でも本項でポイント取得できます。ポイント換算は4時間で1ポイント、年度の上限は6ポイントです。

4.2.6 協会機関誌の購読

協会機関誌「架け橋」の最新版を対象とします。

ポイント換算は1号で1ポイント（年度の上限は2ポイント）。協会から付与するポイントとなります。

協会が発行する定期刊行物：<https://www.itc.or.jp/society/activity/journals/index.html>

4.2.7 ITC 協会が認定する定期刊行物の購読

ITC 協会が認定する定期刊行物を購読した場合。個人の1年間購読が前提で、購読開始時点は自由です。ポイントは年間購読の開始時点（開始の「号」の属する年度）に計上します。ポイント換算は1誌で1ポイント、年度の上限はありません。

協会認定の定期刊行物：<https://www.itc.or.jp/society/activity/book/publication/index.html>

4.2.8 ITC試験または、専門スキル特別認定試験

(1) ITC知識試験の合格

資格保有者が実践力ポイント取得のためにITC試験に合格することで、実践力ポイントを取得することができます。ポイントは10ポイントを、合格年度に付与します。試験合格年度の年間上限は10ポイントです。すなわち同一年度に複数回合格しても取得できるポイントは10ポイントです。

なお、最初の資格認定年度に別途、当試験を受験してもその合格によるポイント取得はできません。

ITC試験：<https://www.itc.or.jp/authorize/exam/index.html>

(2) ITC専門スキル特別認定試験の合格

試験の一部免除が受けられるITC専門スキル特別認定試験に合格もITC知識試験の合格に準じます。

なお、最初の資格認定年度に別途、当試験を受験してもその合格によるポイント取得はできません。

ITC専門スキル特別試験：<https://www.itc.or.jp/authorize/skill/index.html>

対象となるITC専門スキル特別認定試験の対象は次のとおりです。

専門スキル特別認定制度の対象資格一覧

資格名称		
優待資格 ※1	公認会計士	税理士
中小企業診断士	技術士（経営工学）	技術士（情報工学）
技術士（総合技術監理）	弁護士	弁理士
社会保険労務士	行政書士	情報処理安全確保支援士
経営品質協議会認定セルフアセッサ	マネジメントコンサルタント（全能連）	経営コンサルタント（日本生産性本部）
医業経営コンサルタント	1級販売士	証券アナリスト
MBA（経営学修士）	MOT（技術経営学修士）	上級ウェブ解析士（正会員）
ITストラテジスト	システム監査技術者	プロジェクトマネージャ
システムアーキテクト	ITサービスマネージャ	ネットワークスペシャリスト
データベーススペシャリスト	エンベデッドシステムスペシャリスト	ITパスポート
PMP	P2M（PMR、PMA）	ITILマネージャ
ITILエキスパート	CBAP	シニアモバイルシステムコンサルタント（SMC）
IoTシステム技術検定（上級）	ISO9000審査員	公認内部監査人（CIA）
公認情報システム監査人（CISA）	公認システム監査人	ISMS審査員
セキュリティプロフェッショナル認定資格（CISSP）	プライバシーマーク審査員	公認情報セキュリティ監査人（CAIS）

※1 優待資格とは（特例措置の適用）

中小企業や小規模事業者等を支援する業務を行っている公的な支援機関職員等を対象とした特例措置。受験申込前に、様式「ITC資格取得優待プログラム申込書」を協会試験事務局あてに提出し承認を得ることで、専門スキル特別認定制度の対象資格（優待資格）を得ることができる。

<対象団体>

全国の商工会議所、全国の商工会、全国の中小企業団体中央会、都道府県等中小企業支援センター、金融機関、自治体、独立行政法人 中小企業基盤整備機構

4.2.9 関連他資格の取得

関連他資格を新たに取得することにより、実践力ポイントを取得することができます。対象となる資格は関連他資格一覧表を参照ください。合格後、登録が必要な資格については「登録」をもって取得の扱いとなります。（例：税理士、中小企業診断士等）

ポイント取得の扱いについては4月1日から翌年3月31日までに新たに関連他資格を取得したものを有効とします。

また、対象資格を再受験し合格した場合でも、ポイント取得は初めて合格した年度のみ有効とします。

ITC 専門スキル特別認定でITC資格認定となった場合、当該資格は本項のポイント対象外です。ポイント換算は1資格で10ポイント、年度の上限はありません。

4.2.10 関連他資格の継続学習等による資格維持

関連他資格の中で継続学習を義務付けあるいは奨励している資格を維持している場合、実践力ポイントを取得することができます。対象となる資格は関連他資格一覧表で「資格維持によるポイント」欄が「6」になっている資格です。資格維持の手続きが毎年度でない資格についても、実践力ポイントは毎年度申請できます。ポイント換算は1資格の維持で6ポイント、年度の上限は6ポイントです。

ただし、同じ年度に同一資格で資格取得10ポイントと継続学習による資格維持6ポイントの両方を申請することはできません。また、新規にITC資格取得した年度については、本項でのポイント取得はありません。

ポイントの登録方法はオンラインヘルプをご覧ください。

<https://teachme.jp/contents/640302>

関連他資格一覧表

関連他資格	詳細	最初の資格取得時のポイント	資格維持によるポイント
公認会計士		10	6
税理士		10	6
中小企業診断士	旧商業部門、旧鉱工業部門、旧情報部門を含む	10	6
技術士（経営工学）		10	6
技術士（情報工学）		10	6
技術士（総合技術監理）		10	6
弁護士		10	6
弁理士		10	6
社会保険労務士		10	6
行政書士		10	6
情報処理安全確保支援士	情報セキュリティスペシャリスト試験合格者またはテクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験合格者が支援士資格に登録した場合は「資格維持によるポイント」のみ対象とする。	10	6

（次ページに続く）

(前ページより続き)

	関連他資格	詳細	最初の資格取得時のポイント	資格維持によるポイント
経営系	経営品質協議会認定セルフアセッサー	2年毎にセルフアセッサー更新講習	10	6
	マネジメントコンサルタント(全能連)	J-MCMC、J-CMCどちらも可	10	6
	経営コンサルタント(日本生産性本部)		10	—
	医業経営コンサルタント		10	6
	1級販売士	2級、3級は除く	10	6
	証券アナリスト		10	—
	MBA(経営学修士)	大学院マネジメントスクール、専門職大学院(MBA系)修了者、海外取得も可	10	—
	MOT(技術経営学修士)	専門職大学院(MOT系)修了者、海外取得可	10	—
	上級ウェブ解析士(正会員)	正会員のみ対象	10	6
情報処理技術者	ITストラテジスト		10	—
	システム監査技術者		10	—
	プロジェクトマネージャ		10	—
	システムアーキテクト		10	—
	ITサービスマネージャ		10	—
	ネットワークスペシャリスト		10	—
	データベーススペシャリスト		10	—
	エンベデッドシステムスペシャリスト		10	—
	ITパスポート	750点以上の合格が対象	10	—
管理系	PMP		10	6
	P2M(PMR、PMA)	PMC、PMSは除く	10	6
	ITILマネージャ	インターミディエイト、ファウンデーションは除く	10	—
	ITILエキスパート	インターミディエイト、ファウンデーションは除く	10	—
	CBAP	CCBAは除く	10	6
	シニアモバイルシステムコンサルタント(SMC)	モバイルシステム1級、2級、モバイル基礎検定、ケータイ実務検定は除く	10	6
	IoTシステム技術検定(上級)	上級のみ対象	10	—
監査系	ISO9000審査員	ISO9000審査員、主任審査員が対象。但し、審査員補を除く	10	6
	公認内部監査人(CIA)	海外取得も可	10	6
	公認情報システム監査人(CISA)	海外取得も可	10	6
	公認システム監査人	公認システム監査人が対象。但し、システム監査人補を除く	10	6
	ISMS審査員	ISMS審査員、ISMS主任審査員が対象。但し、ISMS審査員補を除く	10	6
	セキュリティプロフェッショナル認定資格(CISSP)		10	6
	プライバシーマーク審査員	審査員、主任審査員が対象。但し、審査員補を除く	10	6
	公認情報セキュリティ監査人(CAIS)	主任監査人を含み、補、アソシエイトは除く	10	6

5. 実務活動報告（アンケート形式）

実務活動報告は、それまで長期間に培ってきたそれぞれの専門分野・得意分野についての実績、実績に裏付けられたスキルレベルの自己評価・PR、客観的評価としての資格保有状況と最新の「実務活動報告期間」1年間の実務活動状況、及びその活動の自己評価について、書式にしたがい「実務活動報告書」として資格更新時に全員に提出していただきます。

報告は、ITC協会の施策・活動への関与状況、資格保有の現状評価（満足度）について毎年把握し、今後のITC協会の施策に有効に生かしていく参考情報とします。また、実務活動報告書の選択回答の一部は毎年ITC協会のホームページで公開しております。

なお、個人情報保護の取り扱いについては、法令を遵守し適切に取り扱います。

6. 資格の更新手続き

資格更新は以下の手順で行います。

(1) 取得ポイント入力・確認

実践力ポイントは年間を通じて随時入力可能です。資格更新申請までに資格更新に必要な実践力ポイントを入力していただきます。

(2) 資格更新申請

資格更新申請を行い、資格更新手数料をご入金いただきます。

(3) 実務活動報告の提出

実務活動報告を登録していただきます。資格更新手数料のご入金との前後は問いません。

(4) 証明書等の提出

資格更新申請された方を対象に無作為抽出による監査を実施することがありますが、原則として資格更新申請されたITCご自身の判断を尊重します。

参考1. ITコーディネータ資格更条件に関する運用ガイドライン2020年度版における主な変更内容

- P,2 「1.1. ITC資格認定の条件」項目に認定期限の記載を追加
- P,13 「研修・セミナーの講師」の「ケース研修は除外」を削除し、ケース研修のインストラクターを行った場合でも対象とする。
- P, 13 「協会活動への参画」のポイント取得項目であった「協会より依頼された研修・セミナーの講師」は、「2. ITC実務・実践活動の知見・ノウハウの共有を促進する情報提供」カテゴリに変更し、名称も「「ITを経営の力とする経営者向け講座」（講師育成研修含む）講師・TA」に改めた。
- P,17 専門スキル特別認定制度の対象資格一覧に「IoT システム技術検定（上級）」を追加
- P,19 関連他資格取得の対象資格に「IoT システム技術検定（上級）」を追加

参考2. 過去のポイントについてのガイドラインの適用

- 2019年度の取得ポイントについては、2019年版ガイドラインを適用いたします。ただし2020年度の資格更新の手続きについては本（2020年度版）ガイドラインを適用します。

2019年度の実践力ポイント一覧は、参考4（P,24～）をご参考ください。

参考3. F A Q

- 資格更新制度の運用について、ITC協会では協会のホームページにFAQサイトを設けて、ITCの皆さまからのよくある質問への回答を用意しております。ITCの皆さまの資格更新制度についてのご理解が深まれば幸いです。

資格更新のFAQ：<https://teachme.jp/r/itcplus>

参考 4. 2019 年度の実践力ポイント一覧表

各項目の詳細は更新ガイドライン2019年版をご覧ください。

大区分	分類	取得項目	主な証明書等	
	新規認定	認定付与ポイント	(協会が付与)	(1)
1. キャリア（経験、成果） I T Cの実務・実践活動	1. I T Cのスキル・知識を活用したビジネス実践活動	I T C経営に関する実践活動 (プロマネ、マーケティング、セールス等の活動、中小企業IT経営推進支援の活動、公的支援機関等が行う専門家派遣事業の活動等)	活動を示す書類、公的機関の活動を示す書類等	(2)
		中小企業支援事例の発表	主催者のプログラム等	(3)
	2. I T C実務・実践活動の知見・ノウハウの共有を促進する情報提供	公開された著作物・論文・寄稿・書評等の執筆	掲載紹介文等	(4)
		他団体での表彰、公開されたイベントでの発表	主催者からの通知書等	(5)
		テーマ研究・調査活動	審査合格書	(6)
		研修・セミナーの講師	講師依頼書 主催者のプログラム等	(7)
		I T Cの育成活動	I T Cの育成活動報告書 (支援先顧客のサイン)	(8)
	3. 協会活動への参画	協会の委員会、WG活動等で実践力ポイントにあたりと規定された活動	(協会が付与)	(9)
		経済産業省主催の中小企業IT経営顕彰事業及び地方自治体等での顕彰実績	(協会が付与)	(10)
		機関誌への執筆・取材対応、協会メルマガ、協会Webサイトへの寄稿など	(協会が付与)	(11)
		協会より依頼された研修・セミナーの講師	(協会が付与)	(12)
2. スキル（知識・実践知） I T Cのスキル学習活動	1. I T C協会の主催研修	I T C協会が主催する研修の受講 ITCA研修、フォローアップ研修はこのカテゴリに該当。ケース研修実施機関が開催するフォローアップ研修もこれに準じる。	(協会が付与)	(13)
		2019年度から開始予定である、全4単元からなる「ITを経営の力とする経営者向け講座」の講師育成研修の受講	(協会が付与)	(14)
	2. 協会の認定研修	I T C協会が認定する研修の受講	受講修了書	(15)
	3. ITC届出組織主催の研修・セミナー	I T C届出組織が主催し組織長が内容を承認した研修・セミナーの受講	受講修了書	(16)
	4. 協会が後援する研修・セミナー	協会が後援する研修・セミナーの受講	受講修了書	(17)
	5. その他の研修・セミナー、グループ学習等	協会以外の外部機関や、企業内で開催する研修・セミナー	受講修了書	(18)
		I T Cが加わるグループ学習、海外個人学習	研修日時、出席を示す書類	(19)
	6. 協会機関誌購読	協会が発行する機関誌の購読	(協会が付与)	(20)
	7. 協会認定する定期刊行物	協会が認定する定期刊行物の購読	領収書等 定期購読申込書等	(21)
	8. I Tコーディネータ試験または、専門スキル特別認定試験	I Tコーディネータ試験の合格	(協会が付与)	(22)
		I T C専門スキル特別認定試験の合格	(協会が付与)	(23)
	9. 関連他資格取得	関連他資格の取得	資格証	(24)
	10. 関連他資格の継続学習等による資格維持	関連他資格の継続学習等による資格維持	継続学習を示す書類	(25)

※ I T C協会の主催研修のうち、フォローアップ研修は、2012年度より改訂した「新ケース研修」を受講修了した新規認定者の受講が義務づけられています。

	補足説明	1年度間の 上限	ポイント換算	備考
(1)	認定された際に協会より付与されます	10P	10P	
(2)	プロマネ、マーケティング、セールス等の活動、中小企業IT経営 推進支援の活動、公的支援機関等が行う専門家派遣事業の活動 等、ITCの日常業務のかかなりの部分	6P	16時間で1P	
(3)	ITC協会主催での事例発表	上限なし	1件2P	
(4)	有用であれば成功ではない事例も対象		1件2P	
(5)	表彰、イベントについての条件無し		1件2P	
(6)	ITC届出組織からの申請で内容公表		1件2P	
(7)	ケース研修は除く		1件2P	
(8)	具体的な実践の場での活動。		1件2P	
(9)	協会活動内容とポイントは個別に定めます。	上限なし	各委員会活動規約等	
(10)	ポイントは別途、協会で規定		個別に設定	
(11)	機関誌への執筆・取材対応、メルマガ「創新」、協会Webサイト への寄稿やその他事例提供		1件2P	2019年度より「2. ITC実務・実践活動の知見・ ノウハウの共有を促進する情報提供」から「3. 協 会活動への参画」に変更。（個人入力→協会付与と なります）
(12)	2019年度から開始予定である、全4単元から成る「ITを経営の力 とする経営者向け講座」の講師		1単元あたり3P	2019年度より新設
(13)	ITCの実践活動に有用な研修をITC協会が提供 教材毎にポイントを認定	上限なし	2時間で1P (教材毎にポイントを認定)	
(14)	研修時間は次のとおり 単元Ⅰ：7.5時間、単元Ⅱ：3時間、 単元Ⅲ：2時間、単元Ⅳ：2時間		単元Ⅰ：5P、単元Ⅱ：3P 単元Ⅲ：2P、単元Ⅳ：2P	2019年度より新設
(15)	ITC協会のホームページに告知 教材毎にポイントを認定		2時間で1P (教材毎にポイントを認定)	
(16)	対象となる研修・セミナーは公開を前提とします。		2時間で1P	
(17)	広くITCの実践力向上に役立つテーマが対象		4時間で1P	
(18)	広くITCの実践力向上に役立つテーマが対象	6P	4時間で1P	
(19)	継続的・定期的な活動が対象			
(20)	機関誌「架け橋」	2P	1号1P	
(21)	個人が1年間購読することが前提	上限なし	1誌1P	
(22)	ITコーディネータ試験の合格	10P	合格年度に10Pを付与	
(23)	ITC専門スキル特別認定試験の合格			
(24)	関連他資格の取得	上限なし	1資格で10P	
(25)	継続学習を義務付けあるいは奨励している資格の維持	6P	資格維持で6P	

ＩＴコーディネータ資格更新条件に関する運用ガイドライン
(2020 年度版)

発行日：2020 年 3 月 25 日
著 作 者：特定非営利活動法人 ＩＴコーディネータ協会
発 行 者：特定非営利活動法人 ＩＴコーディネータ協会
Ｕ Ｒ Ｌ： <https://www.itc.or.jp/>

©2020 特定非営利活動法人 ＩＴコーディネータ協会